

解体工事現場	行政処分を受けた者		行政処分の内容	行政処分の理由	違反条項
津市観音寺町	(1)	中山 清司(屋号:中心建工) 三重県四日市市日永西一丁目15番2-208号 トーカンマンション日永西 事業の内容:解体工事業、産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し	令和2年7月14日、法第19条第1項の規定に基づき、津市観音寺町地内の解体工事現場に立入検査を実施したところ、元請業者である(株)中里工務店は、当該解体工事に伴って発生した産業廃棄物の処理状況を把握していませんでした。このことから調査を進めたところ、当該解体工事は、鈴鹿市磯山の業者が一次下請業者、四日市市采女町の業者が二次下請業者、中山清司が三次下請業者、サラ総合コーポレーション合同会社が四次下請業者であり、全て一括請負されていました。	法第14条第15項違反(受託禁止違反) 法第14条第16項違反(再委託禁止違反)
	(2)	株式会社中里工務店 三重県伊賀市緑ヶ丘南町4408番地の7 代表取締役 中里 雅紀 事業の内容:土木建築工事の設計・施工・請負、産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業の全部の停止 (令和3年1月28日から令和3年4月27日までの90日間)	(株)中里工務店は、産業廃棄物収集運搬業許可及び産業廃棄物処分業許可を有さない鈴鹿市磯山の業者に、当該解体工事に伴って発生する産業廃棄物の収集運搬及び処分を委託していることから、法第12条第5項違反(委託基準違反)に該当します。	法第12条第5項違反(委託基準違反)
	(3)	サラ総合コーポレーション合同会社 愛知県瀬戸市掛下町一丁目123番 代表社員 カハラマンハサン 事業の内容:建物解体、遺品整理、土木工事、産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業の全部の停止 (令和3年1月28日から令和3年4月27日までの90日間)	中山清司は、産業廃棄物処分業許可を有さないにもかかわらず、産業廃棄物の処分を受託していることから、法第14条第15項違反(受託禁止違反)に該当します。また、(株)中里工務店から事前による書面による承諾を得ずにサラ総合コーポレーション合同会社に産業廃棄物の収集運搬を委託していることから、法第14条第16項違反(再委託禁止違反)に該当します。サラ総合コーポレーション合同会社は、産業廃棄物処分業許可を有さないにもかかわらず、産業廃棄物の処分を受託していることから、法第14条第15項違反(受託禁止違反)に該当します。	法第14条第15項違反(受託禁止違反)
四日市市赤堀	(1)	中山 清司(屋号:中心建工) 三重県四日市市日永西一丁目15番2-208号 トーカンマンション日永西 事業の内容:解体工事業、産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し	令和2年7月15日、法第19条第1項の規定に基づき、四日市市赤堀地内の解体工事現場に立入検査を実施したところ、(株)アイラが解体工事を行っていることを確認し、(株)アイラから、当該解体工事は中山清司から請け負ったものであり、当該解体工事に伴って発生した産業廃棄物は、(株)アイラが排出事業者として(株)アイラが契約している産業廃棄物処分業者に処分を委託していることを聴取しました。	法第12条第5項違反(委託基準違反) 法第12条第6項違反(委託基準違反) 法第12条の3第1項違反(管理票交付義務違反)
	(4)	株式会社アイラ 愛知県北名古屋市六ッ師松葉147番地 代表取締役 ドゥルスンエルシン 事業の内容:解体工事業、産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業の全部の停止 (令和3年1月28日から令和3年3月28日までの60日間)	このことから調査を進めたところ、中山清司は当該解体工事を、産業廃棄物処分業許可を有さない(株)アイラに一括請負させていることが判明しました。このことは法第12条第5項違反(委託基準違反)に該当します。また、中山清司は、書面による契約を交わさず、(株)アイラに収集運搬を委託した上、産業廃棄物管理票を交付せず、(株)アイラに産業廃棄物を引き渡していることが判明しました。このことは、法第12条第6項違反(委託基準違反)及び法第12条の3第1項違反(管理票交付義務違反)に該当します。さらに、(株)アイラは、産業廃棄物処分業許可を有さないにもかかわらず、元請業者である中山清司から、当該解体工事を一括請負していることから、法第14条第15項違反に該当します。また、中山清司から産業廃棄物の引渡しを受けるにあたって管理票の交付を受けていないことから、法第12条の4第2項違反(不交付による引受け)に該当します。	法第14条第15項違反(受託禁止違反) 法第12条の4第2項違反(不交付による引受け)
伊賀市三田	(5)	株式会社アクアテクノ 三重県四日市市大字塩浜4102番地5 代表取締役 新井 満雄 事業の内容:土木工事業、管工事業、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の全部の停止 (令和3年1月28日から令和3年4月27日までの90日間)	令和2年7月10日、法第19条第1項の規定に基づき、伊賀市三田地内の解体工事現場に立入検査を実施したところ、当該解体工事は概ね終了しており廃棄物の保管は確認されませんが、廃棄物の適正処理を確認するため、元請業者である(株)アクアテクノから聴取等を行ったところ、津市榊原町の業者(以下「下請業者」という。)に当該解体工事を委託しており、下請業者が排出事業者として産業廃棄物処分契約を行っていることが判明しました。このことから調査を進めたところ、(株)アクアテクノは、産業廃棄物処理業の許可を有さない下請業者に一括請負させていることが判明しました。このことは、法第12条第5項違反(委託基準違反)に該当します。	法第12条第5項違反(委託基準違反)
四日市市富田一色町	(6)	株式会社SHINE I 愛知県名古屋市長区黒沢台一丁目1517番地 代表取締役 吉田 理江 事業の内容:建築工事業、土木工事業、産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業の全部の停止 (令和3年1月28日から令和3年4月27日までの90日間)	令和2年7月14日、法第19条第1項の規定に基づき、四日市市富田一色町地内の解体工事現場に立入検査を実施したところ、産業廃棄物収集運搬業許可を有さない愛知県津島市の業者(以下「二次下請業者」という。)が解体工事を行っており、二次下請業者から、二次下請業者が処分場まで廃棄物を運搬していることを聴取しました。このことから調査を進めたところ、当該解体工事は、愛知県愛西市の業者が元請業者、(株)SHINE Iが一次下請業者であり、(株)SHINE Iは、元請業者から運搬を受託した産業廃棄物の一部を、二次下請業者に再委託していることが判明しました。このことは法第14条第16項違反(再委託禁止違反)に該当します。	法第14条第16項違反(再委託禁止違反)
四日市市日永	(7)	アネスト工業株式会社 愛知県海部郡大治町大字花常字出口111番地 代表取締役 ギュンドー・ドゥ・アダム 事業の内容:解体工事業、産業廃棄物収集運搬業	産業廃棄物収集運搬業の全部の停止 (令和3年1月28日から令和3年3月28日までの60日間)	令和2年7月22日、法第19条第1項の規定に基づき、四日市市日永地内の解体工事現場に立入検査を実施したところ、アネスト工業(株)が当該解体工事を行っており、アネスト工業(株)の従業員に産業廃棄物管理票の提示を求めたところ、排出事業者の欄にアネスト工業(株)が記載されていたが、当該解体工事の注文者からは、アネスト工業(株)とは別の、四日市市桶町の業者(以下「元請業者」という。)に工事を依頼している旨を聴取しました。このことから調査を進めたところ、アネスト工業(株)は産業廃棄物処分業許可を有さないにもかかわらず、元請業者から当該解体工事を一括請負したことが判明しました。このことは法第14条第15項違反(受託禁止違反)に該当します。また、アネスト工業(株)は元請業者から産業廃棄物の引渡しを受けるにあたって、産業廃棄物管理票の交付を受けなかったことが判明しました。このことは法第12条の4第2項違反(不交付による引受け)に該当します。	法第14条第15項違反(受託禁止違反) 法第12条の4第2項違反(不交付による引受け)